

[優秀賞]

被告人の利益

坂根真也 東京弁護士会・57期

事件の概要

被告人との初回の接見は、2004年のクリスマスイブだった。私は、刑事弁護をやりたくて弁護士を志し、その年の10月に弁護士登録をしたばかりであった。

私の所属する東京弁護士会では、弁護士会の事務局で起訴状を見て国選事件を選ぶのであるが、その起訴状によれば、被告人(71歳)は、妻(66歳)に対し、口と鼻のまわりにガムテープを貼り窒息させて殺しようとしたが、看護婦に発見されたため、目的を遂げなかったものとして、殺人未遂罪で起訴されていた。

私はそれを見て、介護疲れか、はたまた保険金目的かなどとさまざまな想像をめぐらし、刑事弁護とし

て、否認事件にしる情状弁護にしる、やることがたくさんありそうだと思います、すぐさま委嘱を受けた。そして、クリスマスイブの夜、初めて被告人に会いに行った。

私は、被告人に起訴状を読んで、「何か事実と違う点はありますか」と尋ねた。

被告人は、「そのとおり間違いありません」と答えた。

どうして殺しようとしたのかについては、妻は、脊髄小脳変成症(原因不明の神経系の病気で、身体が次第に動かなくなる)という難病を患い、事件当時は寝たきり入院中であった。被告人自身狭心症を患い、これ以上看病していくことに耐えかねた、というのである。予想どおり介護疲れであった。

被告人に前科前歴はない。

私は、初回の接見を終え、執行猶予をとることを

最大の目標にし、併せて、家族と連絡をすぐにとらなければならないと思った。

弁護方針の急展開

その後、家族に連絡をとると、被告人は長男夫婦と同居し、妻も入院前は一緒に暮らしていたとのこと。

長男に話を聞いたところによると、父は、最近は落ち着いてきたが、だいぶ前から躁うつ病を患っており、時として問題行動を起こすことがある。

被告人に確認すると、躁うつ病については、確かにそのとおりで、妻にガムテープを貼る瞬間、頭がぼーっとしていたといい、さらに犯行前に遺書めいたものを書いているのが押収されているが、よく覚えていないというのである。

私は、躁うつ病についても調査しなければならないと思い、通院している病院を聞いた。

開示記録の謄写を受けると、自白調書が何通かとられていて、「私は、妻の将来を悲観して、殺そうと思い、ガムテープを貼りました。妻に頼まれたわけではありません」と書かれていた。

すぐさま、被告人に接見に行き、取調べ状況について尋ねると、そのとおり間違いなく、取調べ時もちろんと病院に通わせてもらっていた、というのである。

被告人自身の病気を知らず、被告人が通院した3カ所の病院にそれぞれ診断書を請求し、併せて担当医の話聞いた。

すべての医師が、被告人は常に妻の病気のことを気にかけていた、うつの激しいときには、問題行動を起こしている、今回もそうかもしれない、とのことであった。ただ心神耗弱といえるかまでは微妙な印象だった。

今回の事件の方向性ががらっと変わったのは、4回目に接見に行った時だった。

殺害方法がなぜガムテープを貼ることであったのか。他に方法はなかったか。

素朴な疑問をぶつけてみた。すると、被告人はこう答えたのである。

「妻にそのように頼まれたのです。」

私は、混乱した。

ん？ 妻に頼まれたわけではないんですね？

「はい。」

自白調書には、明確に「妻から頼まれたわけではありません」とある。

4回目の接見は、公判の約1週間前だったのである。私は、落ち着いて被告人の話を聞かなければならないと思い、一から全部聞き直した。

すると、話の概要は、事件の前日に妻に面会に行くと、妻から文字盤を通して(妻はすでにほとんど話すことができず、文字盤を使ってコミュニケーションをとっていた)「ガムテープ」と伝えられた。妻は、2年ほど前まだ手が動く時に、自分で口にガムテープを貼って自殺しようとしたことがあった。ほかにも、何回か「死にたい」と口にすることがあった。妻がガムテープと意思表示をしたのを見て、楽にしてほしいと言っていると思った。そのため事件を起こした、というのである。

妻から明確に殺してくれと頼まれたわけではない、ただ私が妻の意をくみ取ったのだという。

妻からガムテープを要求されたことを、警察官や検察官に言ったかと尋ねると、それはそのとおり言った、というのである。

しかし、警察官から、妻から頼まれたわけではないんだな、といわれた時も、殺してくれと明確に言葉にして頼まれたわけではなかったため、間違いではないと思い、署名指印したのだと。

その時になって思えば、調書にわざわざ「妻から頼まれたわけではない」と記載されている時点で、不自然さに気づくべきであった。被告人が、ガムテープの持ち出したからこそ、取調官は、あえて、そのような文言を入れたのだ。

私は、とにかく、あなたの行為は、法律上嘱託殺人という罪が成立する。殺人未遂と嘱託殺人未遂とは、法定刑もまったく違うもので、公判で主張すべきだと伝えた。

被告人は、先生にお任せします、ただ、妻のことが心配なので、1日も早く出たい、と言った。

妻との面会

私は、嘱託殺人の裏をとろうと、まず、長男に連絡をとったが、事件の前日のことはわからない、ガムテープのことも聞いていない、とのことであった。

妻に会うこととした。

場合によっては、被害者で証人となりうることもあり、同期の弁護士に同行してもらい、やりとりの様子を、ビデオに撮影してもらった。

妻は話のとおり、言葉を発することは困難であった。

私は、妻に対し、「今から質問しますが、はい、なら顔を閉じてください。いいえ、なら首を横に振ってくださいね」と伝え、妻は顔を閉じた。

事件前日、あなたはガムテープと頼みましたかと聞くと、妻ははっきりと顔を閉じた。

以前に、あなたは自分でガムテープを貼ったことがありましたか。

あなたが、ガムテープと頼んだのは楽にしてほしいという意味だったのですか。

いずれも、顔を閉じた。

最後に、旦那さんを今でも愛していますか、1日も早く旦那さんに会いたいですか、と聞くと、何度も何度も顔を閉じた。

自然と涙が出た。

なんとかしても、執行猶予をとり、再会させてあげたい。

弁護方針

私は、検察官に、嘱託殺人と心神耗弱の主張をする予定だと伝え、検察官はこう言うのだ。

「先生、この事件は、いち早く終わらせることじゃないですか。殺人未遂のままでも執行猶予の可能性は高いですよ」。

妻の聞き取りを終えていた私は、被告人の言い分に耳を傾け、捜査機関がきちんと妻の聞き取りをしていれば、殺人未遂で起訴される可能性は低かったのであるから、そんなことを言う検察官に激しい怒りを覚えた。

しかしながら、検察官の言うことにも一理あった。確かに、前科前歴はなく、妻の将来を悲観した安楽死的な側面があること、ガムテープも貼った直後に看護師に発見され、被害は未然に防がれたこと、躁うつ病の影響も少なからずあること、被告人が高齢であることなどから殺人未遂のままでも十分執行猶予をとりうる事案であった。

そしてなによりも、妻の余命が限られていること。

とにかく1日も早く妻の元へ返してあげたかった。

争えば、看護師と医師の尋問は避けられない。半年はかかる。

被告人にどうしたいか尋ねると、先生にお任せしますというものであった。

私は、わがボスの教えのとおり、刑事弁護人とは、被告人の代理人に徹するべきだといういわゆるhired gun理論のもと、常に被告人の利益とは何かを考え行動するべきであると肝に銘じているが、被告人は躁うつ病の影響か、留置場の中で次第に精神に変調を来している様子も見られた。

何が被告人の利益か、悩みに悩んだ。

いくら考えても、明確な答えは出てこなかった。

私は、結局殺人未遂で必ずしも100%執行猶予をとれる保証はないことから、嘱託殺人未遂の主張をすることを決めた。先の長くない夫婦にとって、これまで夫婦で積み上げてきた歴史の中に一方が他方を殺害しようとしたという事実を残してほしくないという思いもあった。

今でも、自分の判断が絶対に正しかったのかはわからない。この事件は、後で述べるが、執行猶予が付き、被告人が妻と再会することができたためよかったが、仮に裁判中に妻にもしものがあつたなら、私の決断については一生悔いが残ったのかもしれない。

被告人の利益とはなにか、決まった答えなどないのかもしれないが。

第1回公判前日

それは、公判前日の夜であった。

被告人の行為は、ガムテープ片20数枚を口と鼻のまわりに貼ったというものである。

その日まで、何の疑問も持たなかったが、記録を読み返していると、そのガムテープは紙製で布製ではなかった。

ふと、これで人を殺せるのか、という思いが頭をよぎった。

そう考えると、いてもたってもいられず、コンビニに紙製のガムテープを買いに走り、自分の口と鼻のまわりにガムテープを貼りまくった。

近くにいた弁護士をつかまえて、貼ってもらった。何度やっても、口と鼻の凹凸で密閉することができ

ず、紙のガムテープは剥がれてきてしまい、呼吸ができなくなるといことはなかった。

まわりから見ても、殺害しようとしているように見えなかった。

これじゃあ、殺人の実行行為性がないんじゃないのか。

私は、起訴状や捜査機関の捜査を鵜呑みにしない、どんな些細なことでも疑問を持つ、という基本的な姿勢を持たなかった自分が腹立たしかったが、ともかく、これは評価の問題であるから公判が延びることもないだろうと思い、実行行為性がないとの主張もすることに決めた。

公判

第1回で、実行行為性がないこと、仮にあったとしても囑託殺人未遂かつ心神耗弱であったとの主張をした。

併せて、被告人調書及び被害者妻の聞き取りをしていればそれに関する捜査報告書等の開示申立をした。

裁判所は、囑託殺人の具体的な主張がわからないと、開示の勧告は出せないと言った。

私は、いたずらに時間をかけたくなかったことから、被告人の主張を検察官に知られてもよいと判断し、第1回で簡単な被告人質問をした。それを聞いて、裁判所は、検察官にいずれも開示するよう勧告した。

結果として、開示された被告人の調書にガムテープの件の記載はなかった。

被告人の自白調書については、早期終結のため、任意性までは争わなかったが、被告人質問終了後まで、取り調べないように意見した。

他方、被害者の聞き取りについては、やはり捜査していないという回答であった。

第2回公判では、長男の証人尋問(弁護側)をし、被告人の介護の状況、母の病気の状況、被告人の病状について証言してもらった。

長男は、事件後警察で被害届けを出しているが、これは、警察から「これを書かないと何も始まらない」と言われて書いただけで、私としては父が裁判にかけられるのを望んでいなかったと証言してくれた。さらに、長男は調書もとられており、そこには、「父を

法律にのっとって処罰して欲しい」との記載があった、これも、警察官から「これは定型文として入ってるものだから」と勝手に入れられたと証言した。

誰も処罰を望んでいないのに、ずさんな捜査をしたうえ、殺人未遂で起訴し、家族を切り裂いた捜査機関に対しては、これを書いている今も怒りがこみ上げてくる。

その後、看護師(犯行直後発見し、ガムテープを剥がしている)と医者の出張尋問を行った。

この看護師についても、捜査機関に対する怒りを覚える出来事があった。

それは、尋問が行われる前に、私のほうで病院に、看護師に事件のことを聞きたいと申し入れていた。当初、もちろん構いませんよという事務方の対応で、日程の協議をしていたところであったが、看護師の尋問が2カ月後に決まると、態度を急変させ、弁護士からの聞き取りには応じられない、との手紙を送りつけてきたのである。

これは、裏がとれたわけではないが、検察官が圧力をかけたに違いない。交渉しても結局事前に会うことはできず、そこまでする検察官に怒りとともに、悲しみも感じた。

しかしながら、看護師の尋問は、結果として極めてこちらに有利なものとなった。「事件後被害者に始めて会った時何と言っていましたか」という質問に、「被害者は『もつと遅く来てくれれば良かったのに』と言っていました」と証言したのである。

被害者が少なくとも死にたがっていたことの名よりの証拠であった。

そのほか、被害者が在宅看護を受けていた病院のカルテも入手し、そこには、ヘルパーさんに対して「死にたい」と言っている旨の記載があり、それも証拠として提出した。

加えて、妻とのやりとりを撮影したビデオを証拠として請求した。おそらく検察官は不同意とするだろうと考え、供述証拠としての性質があるから刑法321条1項3号書面に準じるものとして、請求されたいとの意見を言うつもりであったが、裁判所が、当時の妻の精神状況という立証趣旨で検察官に強く同意を促し、検察官もこれに同意したため、証拠採用された。

残すは被告人質問であったが、被告人の精神状

況はいよいよ悪くなってきて、「空から声が聞こえるんです。私を苦しめるんです」と言いだしていた。

私は、早期に終らせるべく、心神耗弱の主張を撤回し、被告人が法廷できちんと話せないことも十分考えられたため、弁護人作成の供述調書を作成し、それを証拠請求し、被告人質問は短時間で終えた。

論告、弁論期日も証拠調べの終了から1週間で入れてもらった。

弁論では、誰の目にも囑託殺人が明らかであることを述べ、家族を切り裂きずさんな捜査をした捜査機関を糾弾し、最後に「被告人と妻との再会を閉ざすような判決が妥当であるはずがない。一刻も早く被告人を妻の元へ返すべきである」と締めくくった。

最後に

判決は、囑託殺人未遂の成立を認め、懲役2年執行猶予3年というものであった。

この事件は、刑事弁護人として被告人の利益とは何かを悩み抜く格好の事案であった。

釈放され、妻と再会できたことの喜びを電話で聞いた時には、再び涙が出てしまった。

なお、余談であるが、実行行為性の主張についての顛末を最後に。

私は、窒息死についてのメカニズムに関する文献を証拠として提出し、さらに、ガムテープを実際に何人にも貼って呼吸ができることを実験した様子をビデオに撮影し、それを証拠として請求した。

採用されたが、判決では、病状にある妻に対しては死の危険があったと一蹴された。

ガムテープ貼りの実験には、同期の弁護士のほか姉弁にも協力してもらった。確かに、呼吸が苦しくなることはないが、剥がす時はとても痛いのである。先生方の肌を痛めつけて本当にごめんなさい……。

(さかね・しんや)